

2001年6月27日

弁護士 坂和章平

(本文中の資料は掲載を省略しました)

第1. 自己紹介

昭和24年1月 愛媛県松山市生まれ

昭和46年3月 大阪大学法学部卒業

昭和47年4月 26期司法修習生

昭和49年4月 大阪弁護士会弁護士登録

昭和54年7月 坂和章平法律事務所(現・坂和総合法律事務所)を開設

一般民事事件多数。都市計画、まちづくり関係事件も多数。

また共済・損保の交通事故の事件を多数処理。

朝日新聞「論壇」平成7年2月10日(資料1)・平成10年5月12日(資料2)

本来の弁護士業務の他、まちづくり活動、論文、出版、講演多方面で活動。

主な著書には『実況中継 まちづくりの法と政策』(日本評論社)、『まちづくり法実務体系』『生命保険・損害保険をめぐる法律と税務』(共に新日本法規出版・共著)。

平成13年5月に日本都市計画学会「石川賞」、日本不動産学会「実務著作賞」を受賞。

第2. 交通事故における「いのちの値段」

——交通事故損害額算定基準 平成12年1月・17訂版

((財)日弁連交通事故相談センター発行)より

1. 積極損害

1)治療関係費 2)付添看護費 3)入院雑費 4)交通費 5)葬儀関係費 など

2. 消極損害

(1) 死亡による逸失利益

① 逸失利益の算定方法

原則として基礎収入から本人の生活費として一定割合を控除した額に、就労可能年数に対応するライプニッツ係数または新ホフマン係数を乗じて算定する。

② 基礎収入

a) 給与所得者——基準 原則として事故前の現実の収入額を基礎とする。

b) 事業所得者——基準 事業収入額の中に占める本人の寄与分を基礎とする。

c) 家事従事者——基準 原則として賃金センサスの女子労働者の平均賃金を基礎とする。

e) 幼児など年少者・学生——基準 賃金センサスによる平均賃金を基礎とし、養育費は控除しない。

f) 無職者——基準 原則として男子または女子労働者の平均賃金を基礎とする。

g) 外国人

①在留資格や滞在の可能性による違いあり。

②また本国での収入と日本国での収入に大きな差異あり。従って、

②日本人と同じ計算でいくかどうか。

③ 生活費控除

基準 死亡の場合の本人の生活費の控除割合は、下記の区別により収入額の30%ないし50%とする。

一家の支柱 30～40%

女子(女兒・主婦を含む) 30～40%

男子単身者(男児を含む) 50%

④ 就労可能年数

基準 原則として67歳まで就労可能とし、高年齢者（主婦を含む）については67歳までの年数と各年の簡易生命表の平均余命年数の2分の1のいずれか長期の方を使用する。

⑤ 中間利息の控除

基準 新ホフマン式またはライブニッツ式計算方式による。

⑥ 逸失利益の計算例

a) 年少者の逸失利益につき全年齢平均給与額を基礎としてライブニッツ係数を使用して算定した場合

〈10歳の男児〉

$$\begin{aligned} \text{収入金額} &= 5696800 \text{円 (男子全年齢平均額)} \\ \text{逸失利益} &= 5696800 \text{円} \times (1 - 0.5) \times 12.2973 = 35027629 \text{円} \\ &\quad \uparrow \qquad \qquad \uparrow \qquad \qquad \uparrow \\ &\quad \text{収入金額} \quad \text{生活費控除} \quad \text{ライブニッツ係数} \end{aligned}$$

〈10歳の女児〉

$$\begin{aligned} \text{収入金額} &= 3417900 \text{円} \\ \text{逸失利益} &= 3417900 \text{円} \times (1 - 0.3) \times 12.2973 = 29421659 \text{円} \\ &\quad \uparrow \qquad \qquad \uparrow \qquad \qquad \uparrow \\ &\quad \text{収入金額} \quad \text{生活費控除} \quad \text{ライブニッツ係数} \end{aligned}$$

b) 年少者の逸失利益につき18歳初任給平均額を基礎としてホフマン係数を使用して算定した場合

〈10歳の男児〉

$$\begin{aligned} \text{収入金額} &= 2452800 \text{円 (男子18歳～19歳平均額)} \\ \text{逸失利益} &= 2452800 \text{円} \times (1 - 0.5) \times 20.0066 = 24536094 \text{円} \\ &\quad \uparrow \qquad \qquad \uparrow \qquad \qquad \uparrow \\ &\quad \text{収入金額} \quad \text{生活費控除} \quad \text{ホフマン係数} \end{aligned}$$

〈10歳の女児〉

$$\begin{aligned} \text{収入金額} &= 2085800 \text{円} \\ \text{逸失利益} &= 2085800 \text{円} \times (1 - 0.3) \times 20.0066 = 29210836 \text{円} \\ &\quad \uparrow \qquad \qquad \uparrow \qquad \qquad \uparrow \\ &\quad \text{収入金額} \quad \text{生活費控除} \quad \text{ホフマン係数} \end{aligned}$$

c) 30歳主婦の逸失利益

収入金額 = 3,417,900円 (女子全年齢平均額)

〈ライブニッツ係数使用の場合〉

$$\text{逸失利益} = 3417900 \text{円} \times (1 - 0.3) \times 16.7112 = 39982047 \text{円}$$

〈ホフマン係数使用の場合〉

$$\text{逸失利益} = 3417900 \text{円} \times (1 - 0.3) \times 20.6254 = 49346888 \text{円}$$

(2) 後遺障害による逸失利益

① 逸失利益の算定方式

基準 原則として、基礎収入に労働能力の喪失割合を乗じ、これに喪失期間に対応するライブニッツ係数または新ホフマン係数を乗じて算定する。

(a) 有職者または就労可能者の場合

実収入または男女別平均給与額（年収）×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応するライブニッツ係数もしくは新ホフマン係数＝逸失利益

(例) 症状固定時の年齢が30歳で年収360万円の男子（会社員）が傷害を負い、後遺症により労働能力が79%（5級）低下した場合
稼働年数は37年（＝67歳－30歳）

a. ライプニッツ式で算定した場合

$$360\text{万円} \times 0.79 \times 16.7112 \text{ (37年に対応するライプニッツ係数)} = 47526652\text{円}$$

b. 新ホフマン式で算定した場合

$$360\text{万円} \times 0.79 \times 20.6254 \text{ (37年に対応する新ホフマン係数)} = 58658637\text{円}$$

(b) 症状固定時18歳未満の未就労者の場合

男女別平均給与額(年収) × 労働能力喪失率 × (67歳までのライプニッツ係数(もしくは新ホフマン係数) - 18歳に達するまでのライプニッツ係数(もしくは新ホフマン係数)) = 逸失利益

18歳未満の者は、就労の始期が18歳となるから18歳に達するまでの係数を差し引く。

(例) 症状固定時8歳の男子が傷害を負い、後遺症により労働能力が79%(5級)低下した場合

a. 全年齢平均給与額によりライプニッツ式で算定した場合(旧東京地裁方式)

$$59\text{年 (=67歳-8歳) に対応するライプニッツ係数} \text{---} 18.8757$$

$$10\text{年 (=18歳-8歳) に対応するライプニッツ係数} \text{---} 7.7217$$

$$18.8757 - 7.7217 = 11.1540 \text{ (8歳に適応するライプニッツ係数)}$$

$$5696800\text{円 (平成10年男子平均賃金)} \times 0.79 \times 11.1540 = 50198264\text{円}$$

b. 年齢別平均給与額(18~19歳)により新ホフマン式で算定した場合(旧大阪地裁方式)

$$59\text{年 (=67歳-8歳) に対応する新ホフマン係数} \text{---} 27.1047$$

$$10\text{年 (=18歳-8歳) に対応する新ホフマン係数} \text{---} 7.9449$$

$$27.1047 - 7.9449 = 19.1598 \text{ (8歳に適応する新ホフマン係数)}$$

$$2452800\text{円 (平成10年男子18~19歳平均賃金)} \times 0.79 \times 19.1598$$

$$= 37126174\text{円}$$

② 基礎収入

基準 原則として、事故前の現実収入額とし、現実収入額以上の収入を将来得られる

立証があれば、その金額を算定基礎とする。

③ 労働能力喪失の割合

基準 後遺障害等級に対応する労働能力喪失率を基準として、職種、年齢、性別、

障害の部位・程度、減収の有無・程度や生活上の障害の程度などの具体的稼働

・生活状況に基づき、喪失割合を定める。

④ 労働能力喪失期間

基準 原則として、就労可能年限まで喪失するものとする。ただし、比較的軽度の

機能障害や神経障害については、その内容・程度と労働・社会生活への適

応見込みなどの具体的状況により、喪失期間が限定されることがある。

(3) 休業損害

3. 慰謝料

(1) 死亡慰謝料

基準 死亡による慰謝料は、死者の年齢、家族構成などにより、原則として下記

の金額の範囲内で決定する。

一家の支柱の場合 2500万～3000万円

一家の支柱に準ずる場合 2200万～2500万円

その他の場合 2000万～2400万円

(2) 傷害慰謝料(入・通院慰謝料)

基準 入・通院慰謝料表を基準として、上限額と下限額を算出し、その範囲

内において妥当な金額を決定する。

症状が特に重い場合については、上限の2割増程度の金額まで加算を考慮する。

(3) 後遺症慰謝料

基準 後遺症の慰謝料は、後遺障害等級ごとに下記の金額とする。

等級非該当の場合でも障害の部位程度により認められる。

等級	1	2	3	4	5
労働能力喪失率	10 0%	10 0%	10 0%	9 2%	79%
金額	2500 ~30 00	2100 ~25 00	1700 ~210 0	1450 ~170 0	1250 ~145 0
等級	6	7	8	9	10
労働能力喪失率	6 7%	5 6%	4 5%	3 5%	27%
金額	1050 ~125 0	880 ~10 20	730 ~850	600~6 80	470~55 0
等級	1 1	1 2	1 3	1 4	(単位 万円)
労働能力喪失率	2 0%	1 4%	9%	5%	
金額	350~4 20	240~3 00	150~1 90	80~11 0	

第3. 「交通死」による問題提起

1. 「交通死」二木雄策著（97年8月出版・岩波書店）

目次 第1章 一万人を越す年間犠牲者——交通事故と交通犯罪——

第2章 被害者抜きの形式裁判——刑事裁判の実態——

第3章 軽すぎる刑罰——交通犯罪の量刑——

第4章 ビジネスとしての賠償交渉——保険会社と弁護士——

第5章 なぜ本人訴訟なのか——調停と民事裁判——

第6章 定型・定額化している損害賠償——賠償の理念と現実——

第7章 没論理的な算定方式——逸失利益の検討——

第8章 差別される女性労働者——逸失利益の男女間格差——

第9章 画一的な事故処理——弁護士の論理・裁判所の論理——

終章 日常化した交通事故——くるま社会の非人間性——

2. その論点（問題提起）

1) 保険に入っていれば、加害者は賠償責任なしで本当によいのか？

・「保険にまかせっきり」との批判は？

・金融ビッグバンによる保険料率の自由化、無保険車の増大は？

2) 保険会社、弁護士はビジネスとして、賠償交渉をしているのか？

- ・自賠責保険の意義（被害者救済）
- ・任意保険の意義（賠償責任の補填）
- ・保険会社の示談交渉の意義
- ・弁護士を示談交渉の意義

3) 加害者の刑事処分は軽すぎるか？

- ・業務上過失致死で執行猶予は妥当か？
- ・重刑にすれば事故は防止できる筈だが、それは妥当か？
- ・他の犯罪の刑罰とのバランスは？
- ・「交通事故は代替性あり」をどう考えるか？

4) 賠償額の定型化・定額化は不当か？

- ・後遺障害等級制度の意義と限界
- ・逸失利益の計算方法の意義と限界
- ・慰謝料額の定額化の意義と限界
- ・入・通院慰謝料の定額化の意義と限界

5) 男女差、年齢差などの「メニュー」は不当か？

- ・男女差、年齢差による収入差と賠償額？
- ・メニューという言い方は妥当か？
- ・自賠責基準、任意保険基準、弁護士基準、裁判所基準の現実をどうみるか？

6) 訴訟の場で被害者の気持ちは伝わっているか？

7) くるま社会の非人間性を問う！

3. 坂和は97年9月に本書を読み、著者宛に感想・意見を送付（坂和意見の要旨）

1) 筆者は交通事故の刑事事件、民事の損害賠償の交渉・調停・裁判の処理についての現状・問題点はそれなりに把握しているものの、筆者の根底にはこれらの制度・現状に対する被害者の両親としての不満があまりにも強くあるため、本書での主張は「あれもダメ、これもダメ」の論旨に終始している。ならばそれをどうすればよいのかという点については全く記述がなく、抽象的な「人間としての尊厳」という言葉で批判するだけとなっている。

2) 賠償交渉にビジネスの側面があることは当然のことだと私は考えている。しかし筆者の論旨はこれを批判するばかりか、その批判は全く説得力がない。そこで言っているのは、「娘を返せ」という感情論から出発した批判ばかりである。

3) 定型・定額化している損害賠償についても、西原説と実務の扱いを説明し、批判しているが、ならばどうするのかという点には全く目がない。定型化・定額化とは、他にもっといい方法がないからやむを得ずその方法をとっているというだけの知恵であることを率直に認めるべきである。

4) 軽すぎる刑罰の論述も1つの考えとしては当然理解はできるが、その考えは「被害を受けた父」の考え方（一方的）である。考えるべき問題は「国民の一般的な考え方はどこにあるのか」ということである。

交通事故（とりわけ信号無視や明白な加害者の過失によるもの）により人を死亡させた場合、たとえば最低懲役5年と定めれば威嚇効果があることは当然だが、それが「私もドライバー、私のお父さん、お母さんも買物に車を使っている」という日本の社会の中で受け入れられるか否かが問題である。まさに、良くも悪くも交通事故の刑事処分は「被害者と加害者に代替性がある。誰もが被害者にもなり得るし、加害者にもなり得る」という現状の日本の社会の中で決められているものである。

5) 画一的な事件処理、裁判所の判断、法の世界のもたれ合いの記述は、ナンセンス。逸失利益の算定方法が裁判所により異なるというのはむしろ筆者の立論からすれば（個々の裁判官が個々の事件毎に自己の判断を下すものだから）当然だと思う。また東京での収入と田舎の都市での収入がちがうのは当たり前だから、それによる相異があるのも当たり前のこととなる。

逸失利益の計算について、ホフマン、ライブニッツのいずれを使うかによる違いが裁判所によって顕著というのは確かに違和感があり、問題点はあるが、それはそれとして批判すべきものである。

また法の世界のもたれ合いをみて、「弁護士というのはもともと人間の倫理から外れる危険をはらんだ職業だということになる」（210頁）などというのは、あまりにも一方的な結論で、ナンセンスだと思う。

4. その影響

1) テレビ

関西TV「メディア・ドゥ」98年7月9日放映（60分）「交通死・被害者は二度殺される」

2) 新聞

98年2月 隼君の母が毎日新聞へ手紙→以降、徹底取材→被害者擁護のキャンペーン

第4. 具体例にみる問題提起

1. 片山隼君(当時小2・8歳)(東京)・97年11月 事故死亡

1) 刑事

運転手不起訴(東京地検)→検察審査会へ申立→不起訴相当(98年1月)

→しかし他方で東京地検が再捜査 →起訴(98年11月)

→公判→00年5月23日 有罪判決

2) 民事

01年3月 運転手らに3200万円を支払えとの賠償命令

2. 矢伏洋典君ら2名(当時小2・7歳)(大阪府河内長野市)・94年7月 事故死亡

1) 刑事

運転手不起訴(97年3月)→堺検察審査会へ申立 →堺検察審査会の不起訴不当

(98年10月)により地検が再捜査 →地検にて再度不起訴(99年5月)→大阪高検と最高裁に起訴を求める申立(99年6月15日)

→99年6月30日 不起訴確定

2) 民事

98年7月 大阪地裁堺支部は運転手の過失認定。2160万円を支払えとの賠償命令

第5. 保険

1. 保険の役割

だれもが交通事故の加害者にも、被害者にもなりうる(代替性)くるま社会の中で保険(自賠責・任意)の担う役割は重要。

→しかし(任意)保険の内容は複雑、一般人には理解しにくい。

2. 保険のむずかしさ

1) 保険の種類の多様さ

┌自賠責保険(強制保険)

└ ┌ ─ 対人賠償保険

└ 任意保険 ─ ─ ─ 対物賠償保険

└ ─ 車両保険

└ ─ 搭乗者傷害保険 など

2) 自賠責、任意保険、裁判所での基準のちがい

3) 自賠責の重過失減額と一般の過失割合とのちがい

3. 金融ビッグバン——保険(料率)自由化

1) 93年 日米包括経済協定で保険分野の協議開始

・保険料率の自由化 ・生保・損保の相互乗り入れ

・傷害保険やがん保険など第三分野の保険

2) 96年4月1日 新保険業法の施行

・生保・損保子会社による相互乗り入れ

3) 96年12月 日米保険協議決着

・98年7月までに損害保険料率自由化

4) 98年7月 保険料率の自由化——損保業界にとって節目の月

・アメリカンホーム保険、チューリッヒ保険「リスク細分型保険」発売

・東京海上「T・A・P」発売。代理店の手数料を業績に対応

・通販、インターネットを活用した販売

・補償内容を選択する新保険 ・フランスのアクサUAP 日本へ損保進出

→ ①損保業界淘汰の時代 ②自己責任の原則の再確認

5) 金融・生損保の大再編時代に突入（00年3月～）
00年9月 東京海上・朝日生命・日動火災が経営統合

6) 生損保の破綻（00年10月）
ex. 千代田生命破綻

7) 勝ち組・負け組が明確に（01年5月）

第6. 近時の論点（民事）

1. 男女差——逸失利益を男女合わせた全労働者の平均賃金を基に算定した判決

- 1) 00年7月4日 奈良地裁葛城支部判決（女性・14歳）
- 2) 01年3月8日 東京地裁判決（女性・11歳）
従来の算出方法より 406万円多い約 2130万円の賠償額
→男女、子供の命に男女格差なしの方向へ

2. 地域差（未就労者の逸失利益の計算方法についての）

東京・大阪・名古屋地裁の逸失利益の算定方式がちがう。大阪の方が低い。

↓

99年11月、東京・大阪・名古屋の3地裁が、「地域間格差の問題を早急に解決することが求められている」との共同提言。

↓

「東京方式」（ライブニッツ方式）に統一（00年1月1日以降口頭弁論を終結した事件）

3. 逸失利益の中間利息控除の利率（5%→2%）

裁判所の慣例で、交通事故での逸失利益にかかる中間利息は年利5%と設定されてきた。 ↓

超低金利時代にそぐわない。5%→2%へ（00年12月26日 津地裁熊野支部判決）。

第7. 近時の論点（刑事）

1. ずさんな捜査

98年9月 「事故捜査指導官」を新設

2. 処罰を厳しく——求刑基準の見直し

1) 悪質事故の遺族を中心とした厳罰化を求める世論の高まり → 求刑を上回る判決

01年2月22日 大阪地裁 求刑上回る懲役判決

01年2月27日 大阪高裁 一審破棄し実刑判決

2) 違法駐車に大幅過失 →賠償責任。2730万円支払え（01年1月末 千葉地裁判決）。

3. 犯罪被害者の権利

98年9月 警視庁「被害者連絡制度」の拡大

99年5月 全国18弁護士会で「犯罪被害者支援組織」の常設化に取り組んでいる

第8. まとめ・感想

- ・「いのちの値段」などは本来は決められないもの。
- ・しかし現実にはこれは金銭に換算する作業が必要。
この場合1つの価値だけを一方的に強調するのはダメ。
大切なのはバランス。
- ・国民世論の中で、適正・妥当な金額を算定するしかない。
- ・また計算のためのテクニックは必要。